

常用発電機 整備 契約書 (案)

地方独立行政法人山梨県立病院機構山梨県立中央病院（以下「甲」という。）と
（以下「乙」という。）
との間に、甲の保有する常用発電機 整備に関する修繕契約を締結する。

收入
印紙

(料金と支払方法)

第1条 本契約に基づく修繕料金は¥ ーとする。
 [うち取引に係る消費税及び地方消費税額 ¥ ー] とする。
 ただし、税法の改正があった場合は消費税及び地方消費税額を変更するものとする。

2 修繕代金の支払いは検査が完了した後、乙からの請求書を受理した日から30日以内に支払うものとする。

(期間)

第2条 本契約の履行期間は次のとおりとする。

自	令和6年12月3日
至	令和7年3月21日

ただし、数量を満たした場合であつて甲が認めた場合は、この限りではない。

(契約保証金)

第3条 地方独立行政法人山梨県立病院機構契約事務取扱規程第26条第1項第三号により免除する。

(業務完成の義務及びサービス)

- 第4条 乙は本契約履行に当たり専門の技能を有する技術者により誠実に作業を行わなければならない。
- 2 本契約に基づく作業の内容は別紙仕様書による。
- 3 作業の結果、機能維持のうえから不備と思われる個所を発見したときは速やかに甲に連絡し、その処置について協議するものとする。
- 4 本契約の作業は、甲乙協議のうえ実施するものとする。
- 5 甲は作業内容及び結果が契約書に示すものに適合していないと認めた場合は、乙に作業の手直し又はやり直しを命ずることができるものとする。
- 6 前項の作業に要した経費は、すべて乙の負担とする。

(使用材料等)

第5条 本契約に基づく業務に使用する材料、機械器具並びに消耗品などは、別に定めるものの他全て乙の負担とする。
2 本契約に基づく業務に使用する用水、電力等は甲の負担とする。

(緊急業務)

第6条 本契約に基づく業務を実施中に緊急の処置を要するものと認めたときは臨機の処置を施し、直ちに甲にその状況を報告し、指示を受けるものとする。

2 前項の処置に要した経費のうち、第1条の料金に含めることが適当でないと認められるときは、両者協議のうえ甲が負担するものとする。

3 乙は規定する作業以外に、故障のため甲から連絡があったときは、直ちに技術者を派遣し復旧にあたるものとする。

4 前項の作業に要した経費は、本条第2項の規定を準用する。

(業務上の責任)

第7条 乙は本契約に基づく業務の実施にあたり生じた損害については甲の責めに帰する理由による場合のほか、その賠償の責めを負わなければならない。

2 乙は本契約に基づく業務の実施にあたり第三者に損害を及ぼしたときは、甲の責めに帰する理由による場合のほか、その賠償の責めを負わなければならない。

3 天災その他不可抗力による損害が認められる場合において、乙が善良な管理者としての注意を怠らなかったと認められるときは、甲はその損害額の一部を負担することができる。

(作業責任者等の届出)

第8条 乙は作業責任者を選任し、文書により甲に届け出るものとする。

2 乙は契約締結後、すみやかに作業員名簿を甲に提出するものとする。

3 甲は前項の作業責任者並びに、作業員が業務実施上不適当と認められるときは、乙に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる、または、解任を要求することができる。

(完了報告書等)

第9条 乙は所定の作業が完了したときは、その都度報告書を甲に提出し検査を受けなければならない。

(禁止事項)

第10条 乙は本契約において生ずる権利または義務を第三者に譲渡または承継させてはならない。

2 乙は本契約に基づく作業の全部または大部分を一括して第三者に委任し、又は請負わせてはならない。

3 文書によりあらかじめ甲の承認を得た場合は、この限りではないものとする。

(経費等の負担)

第11条 修繕業務を行うために必要な経費等は、すべて乙の負担とする。ただし、とくに甲が指示するものについては甲が負担する。

(契約の解除)

第12条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、本契約を解除することができる。

一 修繕 期間内にこの契約を履行しないとき、又は履行の見込みがないと明らかに認められるとき。

二 この契約の履行に当たり、不正な行為があると認められるとき。

三 第12条の規定によらないで、この契約の解除の申出があったとき。

四 その他契約上の義務を履行しないと認められるとき。

五 乙又は乙の役員等が、次のいずれかに該当する者であることが判明したとき、又は次に掲げる者が、その経営に実質的に関与していることが判明したとき。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどした者

エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持・運営に協力し、又は関与している者

オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

カ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が上記アからオまでのいずれかに該当することを知らながら、当該者と契約を締結した者

2 前項の規定によりこの契約が解除された場合は、乙は、違約金として修繕料の100分の10に相当する金額を甲に支払うものとする。

3 第1項の規定によりこの契約が解除された場合には、乙は、甲にその損失の補償を求めることができない。

(履行遅滞の場合における違約金等)

第13条 乙は、その責めに帰すべき事由によって、履行期限までに修繕業務を完了することができない場合は、遅延日数に応じ、修繕料（遅延による支障が少ないと認められるものにあつては、未履行部分に相当する額）に対し、民法（明治29年法律第89号）第404条の法定利率を乗じて得た額を履行遅延違約金として甲に支払うものとする。ただし、履行遅延違約金の金額が百円未満であるときは、この限りではない。

2 甲の責めに帰する事由により、第1条の規定による修繕料の支払いが遅れた場合は、乙は未受領金額につき、甲に対して遅延利息を請求することができる。この場合において、遅延利息の額は、政府契約の遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）の第8条の規定を準用する。

(協議事項)

第14条 本契約書に定めのない事項については、山梨県立病院機構会計規程及び、山梨県立病院機構契約事務取扱規程の定めるところによるものとする。

2 本契約に関し疑義が生じた場合は、甲乙協議して定めるものとする。

この契約の証として、本書二通を作成し甲乙記名、押印のうえ各自一通を保有する。

令和6年12月3日

甲 山梨県甲府市富士見1丁目1番1号
地方独立行政法人山梨県立病院機構
山梨県立中央病院
院長 小嶋 裕一郎

乙